

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第120号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年9月14日（日） 08時00分ごろ
発生場所	福井県美浜湾北東部 福井県美浜町所在の舟通 ^{ふなとおし} 埼灯台から真方位133°820m付近 （概位 北緯35°41.9′ 東経135°57.8′）
事故等調査の経過	平成26年9月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長2.50m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故等の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者が乗り、‘美浜町に所在する発電所の南方沖となる水深約10mの場所’（以下「本件釣り場」という。）において、船首を北西方へ向け、錨の代わりに重さ約5kgのブロックを海に投入して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、美浜町の丹生大橋^{にゅう}東側の海浜を出発して本件釣り場へ至るまでに本船に海水が浸入し、船内に5cm程度溜まった状況で釣りを開始したが、左舷側を航行する数隻の漁船の航走波を受けうち、15cm程度まで滞留量が増したものの、排水を行わないで釣りに熱中していた。</p> <p>操縦者は、本船の前部及び後部の両舷側間に板を渡し、前部に同乗者が、後部に操縦者がいずれも船首方を向き、腰を掛けて釣りを行っていたところ、右舷船尾部から海水が浸入し、船尾が沈んできたので、バランスを取ろうと思い、右舷船尾の上縁部に右手をついて立ち上がろうとした際、本船が、右舷側に傾き、同上縁部から海水が一気に入り、平成26年9月14日08時00分ごろ転覆し、操縦者及び同乗者が落水した。</p> <p>操縦者は、転覆した状態の本船の船底に上がり、反転させて元の状態に戻したものの、本船に海水が入っていたため、乗船することを諦め、北方の陸岸へ移動させてから排水することとし、自らが本船の船尾方に、同乗者が船首方にそれぞれ付き、泳いで本船を押し始めた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、泳ぎ疲れて陸岸までの途中で漂っていたところを付近で釣りを行っていたプレジャーボートに救助された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 30cm 未満</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、FRP製で、深さが0.41m、重量が約30kg、浮力が約250kg及び定員が2人であり、中央部及び船尾部にいけす（底部から高さ約20cmの囲壁があり、その間に水を溜めることができる構造であった。）が備えられていた。</p> <p>操縦者は、本船に1.5kW（2馬力）未満の船外機を搭載し、釣り竿、釣り道具の箱、燃料油缶、オール2本及び前記のブロックを持ち込んでいたものの、排水を行う用具を所持していなかった。</p> <p>操縦者は、本事故時、本船への乗船が3回目であり、本件釣り場付近の航行が初めてであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、共に救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、美浜湾北東部の本件釣り場において、釣りのため錨泊中、操縦者が、船内に海水が滞留して船尾が沈下してきたことを認めたものの、排水を行う用具を所持しておらず、排水措置を講じられなかったことから、右舷船尾の上縁部に手をつき、立ち上がろうとした際、右舷側に傾き、同上縁部から海水が入って転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、美浜湾北東部の本件釣り場において、釣りのため錨泊中、操縦者が、船内に海水が滞留して船尾が沈下してきたことを認めたものの、排水を行う用具を所持しておらず、排水措置を講じられなかったため、右舷船尾の上縁部に手をつき、立ち上がろうとした際、右舷側に傾き、同上縁部から海水が入って転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、水面から船体上縁までの高さ（乾舷）が低く、浸水するおそれがあるので、バケツなどの排水を行う用具を備え付けておくこと。なお、排水を行う用具を所持していない場合は、船内の水の滞留量が多くなる前に出発場所に戻ったり、最寄りの陸岸に避難したりすること。 ・乗船者は、緊急時に備え、携帯電話が水没することのないよう、防水パックに入れて所持し、陸上との連絡手段を確保しておくことが望ましい。